

報告第10号

健全化判断比率の報告について

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年8月27日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び財政健全化審査意見書

令和元年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率		早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.97
連結実質赤字比率	—	17.97
実質公債費比率	1.8	25.0
将来負担比率	—	350.0